

参 考 资 料

1. 茨木市次世代育成支援推進協議会委員名簿

(平成22年3月現在 敬称略)

	氏名		所属機関等
1	坂本 健	会長	梅花女子大学
2	村田 美希	副会長	追手門学院大学
3	中村 久美		公募市民
4	村上 幸枝		公募市民
5	畑 富男		茨木市民生委員児童委員協議会
6	前田 徳晴		社会福祉法人茨木市社会福祉協議会
7	三角 和義		茨木市私立保育園連盟
8	坂口 りえ		茨木公立保育所保護者会連絡会
9	松井 洋子		茨木つどい連絡協議会
10	中 庄平		茨木市私立幼稚園連合会
11	古川 益美		茨木市PTA協議会（幼稚園より）
12	小西 英明		茨木市こども会育成連絡協議会
13	平家 陽一		茨木市立公立小学校長会
14	小林 豊和		茨木商工会議所
15	澤田 壮広		茨木青年会議所
16	宮川 純子		大阪府茨木保健所
17	南田 誠三		大阪府吹田子ども家庭センター

2. 茨木市次世代育成支援推進協議会設置要綱

(設置)

第1 本市における次世代育成支援の総合的かつ効果的な推進を図るため、茨木市次世代育成支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 茨木市次世代育成支援行動計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 茨木市次世代育成支援行動計画の進行管理に関すること。
- (3) その他次世代育成支援に関すること。

(組織)

第3 協議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 福祉関係団体から推薦された者
- (4) 教育関係団体から推薦された者
- (5) 商工関係団体から推薦された者
- (6) 関係行政機関の職員

(任期)

第4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、こども育成部において処理する。

(秘密の保持)

第8 協議会の委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が定める。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の実施後最初に委嘱される委員の任期は、第4第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

3. 茨木市次世代育成支援推進協議会における協議経過

	期 日	内 容
第1回	平成20年9月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開について ・協議会設置の経過報告並びに今後の運営について ・茨木市次世代育成支援行動計画について
第2回	平成21年1月15日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・後期計画策定に係るニーズ調査について
第3回	平成21年6月17日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意向調査結果の概要について ・後期計画の枠組みについて ・関係者等へのヒアリングについて ・今後のスケジュールについて
第4回	平成21年7月29日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・前期計画の進捗状況について ・発達段階に応じた課題について
第5回	平成21年10月7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者等へのヒアリングの報告について ・基本目標別の課題について
第6回	平成22年1月14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・後期計画の素案について ・パブリックコメント募集について
第7回	平成22年3月29日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について